都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長 横倉義武

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について

日頃は本会会務に格段のご理解を賜り厚く御礼申しあげます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会に対し標記の通知がなされ、その周知方依頼がありました。

本通知は、死体解剖保存法第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定については、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正について」(平成29年11月16日付け医政発第1116第4号)の別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行ってきたところ、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令が平成30年12月11日に公布され、同日施行されたことを周知するものです。

本改正の内容は、すなわち、

- 1. 死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「施行規則」という。)に規定する第4号書式(死体解剖資格認定申請書)について、形式的な改正を行ったこと、
- 2. 施行規則に規定する第5号書式(解剖経験証明書)の「四 人体以外の解剖 に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項」の欄を削除 するとともに、その他形式的な改正を行ったこと、
- 3. 施行規則に規定する様式第5号の2書式(履歴書)の「三 解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加し、その他形式的な改正を行ったこと、

というものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡 市区医師会及び会員への周知方にご高配いただきますよう、よろしくお願い申しあ げます。 公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局



死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第2条第1項第1号に定める死体解剖 資格の認定につきましては、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正につい て」(平成 29 年 11 月 16 日付け医政発 1116 第 4 号)の別紙「死体解剖資格認定要領」 に基づき行ってきたところですが、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する 省令(平成 30 年厚生労働省令第 141 号)が、平成 30 年 12 月 11 日に公布され、同日 施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴会におかれましては、これを御了知いただく とともに、会員等に対する周知をお願いいたします。

記

- 第一 死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「施行規則」という。)に規定する第4号書式(死体解剖資格認定申請書)の一部改正 形式的な改正を行ったこと。
- 第二 施行規則に規定する第5号書式(解剖経験証明書)の一部改正 「四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ず る事項」の欄を削除するとともに、その他形式的な改正を行ったこと。
- 第三 施行規則に規定する様式第5号の2書式(履歴書)の一部改正

「三 解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加したこと。その他形式的な改正を行ったこと。

以上

## (参考)

- 別添 1 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令 第 141 号)
- 別添 2 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

## ○厚生労働省令第百四十一号

死体解剖保存法施行令 (昭和二十八年政令第三百八十一号) 第七条の規定に基づき、 死体解剖保存法施行

平成三十年十二月十一日

規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 根本 匠

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令

死体解剖保存法施行規則 (昭和二十四年厚生省令第三十七号) の一部を次の表のように改正する。

7				
一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設 年 月 日生 年 月 日生 新五号書式	載すること。 (注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記厚生労働大臣 殿	印 紙	第四号書式 第四号書式 第四号書式 第四号書式 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	改正後
一人体解剖に関連ある研究業務に従事した学校若しくは病院又	載すること。 (注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記厚生労働大臣 殿	印 紙 人 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第四号書式  「民師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及い医籍又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及い医籍又は歯科医籍登録番号 「一主として解剖を行おうとする場所」 「一主として解剖を行おうとする場所」」 「一本として解剖を行おうとする場所」」 「一本として解剖を行おうとする場所」」 「一本の免許を受けた年月日及び刑」」 「一本の免許を受けた年月日及び刑」」 「一本の免許を受けた年月日及るときは、その免許を受けた年月日及の事をであるときは、その免許を受けた年月日及の事をであるときはその罪及が刑〕。「一本の免許を受けた年月日本のの。」 「本ののの。」 「本のの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本ののの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本ののの。」 「本のの。」 「本ののの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本のの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののの。」 「本ののののの。」 「本のののの。」 「本のののののの。」 「本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

第五号の二 施設名 至自 年 右証明する。 (削る) | 右期間中に解剖業務に従事した死体件数| 右の施設において解剖業務に従事した年数の名称 右の通り相違ないことを証明する。 解剖歴 学 年年 職 型制の平均割検 月 月 書大 月月 歴 歴 月日 日 日日 日 (病院) 学 施 〇〇大学 (病院) 設 校 至年月日 〇〇教室 ઢ 名 名 現住所 氏 ŋ 学 所 名が (研究室) 部 長 剖検数 な 属 名 氏 職 主任 類解剖の種 名 年 学、 氏 備 月 卒 名者指氏導 日生 名印 名⑪ 考 業 第五号の二書式 施設名 至自 年 四三 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右期間中に解剖又は解剖補助の業務に従事した死体件数右の施設において当該研究業務に従事した年数はその他の施設の名称 右証明する。 右の通り相違ないことを証明する。 右各項に準ずる事項 解剖歴 年年 職 学 年 一部検数でおり 月 〇〇大学 月 月 月月 歴 歴 日 日日 日 学 施 (病院) 〇〇大学 至年月日 設 校 〇〇教室 名 名 <u>چ</u> (病院) 専門 現住所 ŋ 氏 た一して行数 学 自ら主と 1の科名 名が 部 (研究室) 長 な 名 種解類の 氏 職 主任 名 助解を剖し補 た件 年 学 備 氏 卒 月 名 者 指 氏 導 日生 考 業 名⑪ 名印

(注意) 1 指導者の略歴 法医学講座、 二の職歴中 「所属」とは、例えば解剖学講座、 病理学講座 (注意) 科 等。 指導者の略歴 二の職歴中

すること。 「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載

(削る)

の者の所属と認定番号を記載すること。は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、そ2四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合

門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内二の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において専

E

すること。 「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載

2 三の解剖歴中「解剖の種類」には、局所解剖の場合は、そ

旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その番号を3 四の「指導者の略歴」には、大学教授である場合は、そのの部位を記載すること。

記載すればよい。

附 則

(施行期日)

この省令は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2

1

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式

(次項において「旧様式」という。)

により

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · ·						(傍線	部分	は改正	部分	)	
	(注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。厚生労働大臣 駿	印 紙 氏名 (印)	年月日	右により資格を申請されたい。	四   翔金以上の刑に処せられたことの有無 (あるときはその難及び刑)	三 主として行おうとする場所	二 主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医の別)	籍登録番号 一 医師乂は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医	年月日生	氏名	住所	死体解剖資格認定申請書	第四号書式		改正後
	(注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。厚生労働大臣 殿	印紙 人 氏名 (印)	年 月 口	右により資格を申請されたい。	四 罰金以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)	・・主として行おうとする場所	二 主として行おうとする解剖の種類(病理、系統、法医の別)	糖発録番号 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた作月日及び医籍又は歯科医	作 月 1生	氏名	住所	死体解剖資格認定申請書	第四号書式		改正前

 						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						 
+	年 月 日和証明する。	大学(病院)	年 月 日	右の通り相違ないことを証明する。	(削除)	三 右期間中に解剖業務に従事した死体作数	二 石の施設において解剖業務に従事した年数	一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称	年 月 日生	; ;	解剖 经验证 明 当学出与"通知	改正後
*	年月日在証明する。	大学(病院) 教室(研究室)主任 氏名 (印)	作 月 日	右の通り相違ないことを証明する。	四、人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に権ずる事項	三 右期間中に解剖又は解剖補助の業務に従事した死体件数	二 右の施設において当該研究業務に従事した年数	一 人休解剖に関連ある研究業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称	年 月 日生		解剖経験証明書	改正前

(注意) (注意) とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部 1 二の職歴中「別風」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部 2 四の「指導者の略態」には、大学教授、催教授である場合は、その盲、死体解剖資務に、との・ (削除)	四、指導者の略歴	施設名 年間の平均 自年月日 割件数 解剖の種類 指導名氏名	<ul><li>一 解剖歴</li><li>一 解剖歴</li><li>一 取 歴</li><li></li></ul>	年 月 口 学校名、学部名 入 学、卒 業 年 月、日生 (ふりがな)	第五号の二書式	改正後
<ul> <li>(注意)</li> <li>「個考」の解歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において駅門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内科等。</li> <li>「の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において駅門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内科等。</li> </ul>	四指導者の略歴	施設名 年間の平均 至年月日 た割検数 種 類 した作数 指導者氏名 財 した作数 指導者氏名	三 解剖原 三 和 三 和 三 和 三 和 三 和 三 和 三 和 三 和 三 和 三	「	展 歴 145 第五号の二書式	改正前